



改正後	現行
	<u>(注) ここでいう「検査関係情報」とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員及び監査実施者との間のやりとりの内容をいう。</u>

※ 検査結果等の取り扱いについて、監査事務所が検査結果通知書を協会に提出する場合の対応や、「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」の策定に伴う文言等の修正を行うもの。

上記のほか、「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」の策定に伴う文言等の修正を行っております。